

### 〔R0327〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 床面積の合計が1,500㎡の既存の老人ホームにおいて、床面積の合計が500㎡の増築を行うときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 建築主等は、共同住宅のエレベーターを修繕しようとするときは、当該エレベーターを建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. 床面積の合計が3,000㎡のホテルを新築するに当たって、客室の総数が150室の場合には、車椅子利用者用客室を2室以上設けなければならない。
4. 地方公共団体が、条例で建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加した場合、当該条例の規定は、建築基準法に規定する建築基準関係規定とみなす。

〔R0327〕 正答 1

1. 誤り。バリアフリー法14条1項により、老人ホームは、同法令5条九号に該当する特別特定建築物であるので、同法令9条に定める床面積（増築の場合は増築に係る部分の床面積）の合計が2,000㎡以上の建築（新築、増築、改築）をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないが、設問の増築部分の床面積の合計が500㎡のものは、この規模に満たない。
2. 正しい。バリアフリー法16条2項により、共同住宅は、同法令4条九号に該当する特定建築物であるので、建築主等は、建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。エレベーターは、同法令6条五号に該当する建築物特定施設である。
3. 正しい。バリアフリー法14条1項により、床面積の合計が3,000㎡のホテルは、同法令5条七号及び9条の規模に該当する特別特定建築物なので、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。したがって、同法令15条1項により、客室の総数が50以上の場合、車椅子利用者用客室の設置が義務付けられ、客室の総数に1/100を乗じた数（1未満の端数があるときは、端数を切り上げた数）以上設けなければならない。したがって、設問の客室の総数が150室の場合は、2室以上設けなければならない。
4. 正しい。バリアフリー法14条1項により、同法令5条に該当する特別特定建築物で、同法令9条の規模に該当するものは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。その場合、同法14条3項及び4項により、「建築物移動等円滑化基準」及び「地方公共団体が同基準に条例で付加した規定」は、建築基準法6条1項の「建築基準関係規定」とみなされ、建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関は、確認審査において、本規定に適合していることを確認しなければならない。